

令和5年度東京都税制調査会  
第3回 小委員会

【テーマⅡ】

宿泊税の在り方

令和5年8月24日

## 「宿泊税の在り方」 目次

資料名	頁
「宿泊税の在り方」に関する論点及び検討項目	1
過去の東京都税制調査会答申	2
宿泊税の概要	3
宿泊税の性格	4
課税対象・課税免除・税率の考え方	5
宿泊税の使途	6
観光産業振興費と宿泊税収の推移	7
東京都における宿泊施設数と特別徴収義務者としての登録施設数の推移	8
宿泊料（東京都区部）の物価指数の推移	9
東京都における民泊事業の状況	10
他の自治体との比較	11
倶知安町が定率制を導入した理由	12
諸外国の宿泊税	13
本日議論いただきたい主なポイントについて	14

## 論点

インバウンドをはじめとする旅行需要や、外資系・高級リゾートなどの高価格帯ホテルや民泊等の宿泊施設の多様化、観光施策の充実など、社会経済情勢の変化を踏まえ、観光振興財源である宿泊税はどうあるべきか。

### <検討項目>

- ・ 応益課税、応能課税の観点と税負担・課税免除の在り方
- ・ 公平性の観点と課税対象の在り方  
(民泊・簡易宿所、修学旅行の扱い)
- ・ 法定外目的税としての税の在り方  
(観光振興費と税収の規模、使途の在り方)

## 平成12年度

- ・国際都市としての魅力を高めるための施策を強力に展開し、旅行者等の受入数の増大を図りつつ、一方で旅行者等にとって過大とまらない範囲で行政サービスに対する負担を求め、それを東京の魅力を高める施策に振り向けていくという好循環を形成していくことは国際都市東京のポテンシャルを高める上で重要な意義を有するものである。
- ・さらに、国際都市の名にふさわしいより良質のサービスを主体的に提供しようとするインセンティブをホテル経営者等に付与する観点から、将来的には、ホテルランク等の「認定制度」とリンクさせた税率設定を行うことなども考慮に入れるべきである。

## 平成28年度

- ・増加する外国人旅行者に対する環境整備を進めるにあたり、観光振興目的の税である宿泊税収の使途に係る透明性を確保することは引き続き重要である。
- ・旅行者のためのインフラ整備に充てる経費については旅行者からも応分の負担を求める必要があり、宿泊税の税率について、宿泊料金に応じた新たな税率区分を設定することを検討するべきではないかとの意見があった。

## 平成29年度

- ・民泊に対する課税については、課税実務上の課題に留意しつつ、現在対象となっているホテル等との公平性を考慮して検討を深めていくべきである。
- ・旅行者のためのインフラ整備に充てる経費について、旅行者からも応分の負担を求める必要が生じた場合、宿泊税の税率について、第三者の意見も含めた評価・検証を行った上で、宿泊料金に応じた新たな税率区分を設定することを検討するべきである。

# 宿泊税の概要

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる（東京都宿泊税条例第一条）ことを目的とした、法定外目的税である。

目 的 等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る 施策に要する費用に充てる	
納 税 義 務 者	都内の旅館・ホテルの宿泊者	
課 税 免 除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊	
税 率	宿泊料金1人1泊	
	1万円以上1万5千円未満の宿泊	100円
	1万5千円以上の宿泊	200円
徴 収 方 法	旅館・ホテルによる特別徴収	
税 収 規 模	約16.7億円（令和5年度当初予算額）	
実 施 時 期	平成14年10月1日	

## 課税の根拠

東京都における宿泊税は、受益者負担の考えに立って宿泊者に課されている →**応益課税の性格**

東京都は、**国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の税負担を求める法定外目的税**として、宿泊税を新設することとした。

(中略)

東京都は、諸外国の観光先進都市と比較して遅れを取っている東京の観光を振興するため、平成13年11月に、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、観光を主要な産業として位置付けた。このプランは、観光の振興に関して早急に取り組むべき具体的な施策等を盛り込み、当面の行動指針として提示している。

(中略)

これらの施策は、東京を訪問し、**東京に宿泊する旅行者等に直接、間接にその便益が還元されるものであり、受益者と考えられる旅行者等に一定の負担を求めるため**、東京都内の宿泊者に対し、宿泊税を課するものである。

## 課税の手法

税率設定については、担税力などを勘案して段階税率としている →**応能課税の側面**

- 二段階の税率区分**としたのは、ホテルのランクや宿泊料金の多寡に応じて段階税率を採用していた諸外国の例なども参考としつつ、**宿泊客の担税力を踏まえた税負担**となるよう配慮したことによる
- 定額を採用した理由**は、同様の課税方式を採用していた諸外国の例も参考に、納税者等にとって過度な負担にならないよう、簡素で分かりやすい制度としたもの

## 課税対象

東京都の区域内に所在するホテル又は旅館への宿泊行為

- 簡易宿所や下宿施設の大部分は、一般に宿泊料金が低廉で課税免除の対象となるため、制度上の課税対象施設としていない

## 課税免除

宿泊料金 1人1泊 1万円未満の宿泊

- 担税力を考慮して、低廉な宿泊施設への宿泊は課税の対象とせず、また、修学旅行生やビジネス客が利用するような施設の宿泊客には課税しないよう配慮したもの

## 税率

宿泊料金 1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 100円  
1万5千円以上の宿泊 200円

- 観光振興に要する費用を考慮
- 納税者にとって過度な負担とならないよう配慮
- 諸外国の同種の税が100円から200円程度であること等を参考

## 宿泊税に関する有識者ヒアリングより（令和5年3月）

- 民泊、簡易宿所について、公平性の観点から、課税対象とすることが考えられるが、宿泊料金の実態や徴収コストなどを勘案する必要がある
- 観光産業振興財源であることから、修学旅行生やビジネス客を考慮し設けられた課税免除の基準（1人1泊1万円未満の宿泊）は維持すべき
- 1人1泊1万円未満の料金での宿泊者も、都の施策の恩恵を受けていることから、課税対象に加えてもよいのでは
- 観光産業振興費と宿泊税収の乖離が拡大していることや、高級ホテルなど高価格の宿泊が増加していること等を踏まえ、高額の宿泊に対し、担税力に応じた負担を求めてもよいのでは
- 宿泊税の用途を分かりやすく示し、さらに理解を深めていく必要がある
- ワークーション等東京を訪れる目的が多様化している現状を踏まえ、用途は観光振興に限定せず、グリーン化やバリアフリー化など、魅力ある都市づくりにも拡大すべき

注 宿泊税創設時資料、東京都議会会議録、東京都主税局「宿泊税 20年間の実績と今後のあり方」（令和5年6月）

## 用途

- 宿泊税は「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」（東京都宿泊税条例）ことを目的としており、その全額が観光振興に関する事業全般に広く充てられている（個別の事業に充てられているものではない）。

## 令和5年度 実施予定事業例

- ・ 東京観光情報センターの整備・運営
- ・ 海外に向けた観光プロモーション
- ・ 外国人旅行者の受入に係るサービス向上の支援
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ ウェルカムカードの作成等
- ・ 新たな観光資源の開発
- ・ M I C E 誘致活動の展開
- ・ 観光事業者のデジタル技術を活用した取組への支援
- ・ 観光事業者の経営力向上や環境対策への支援

東京観光情報センター（バスタ新宿内）

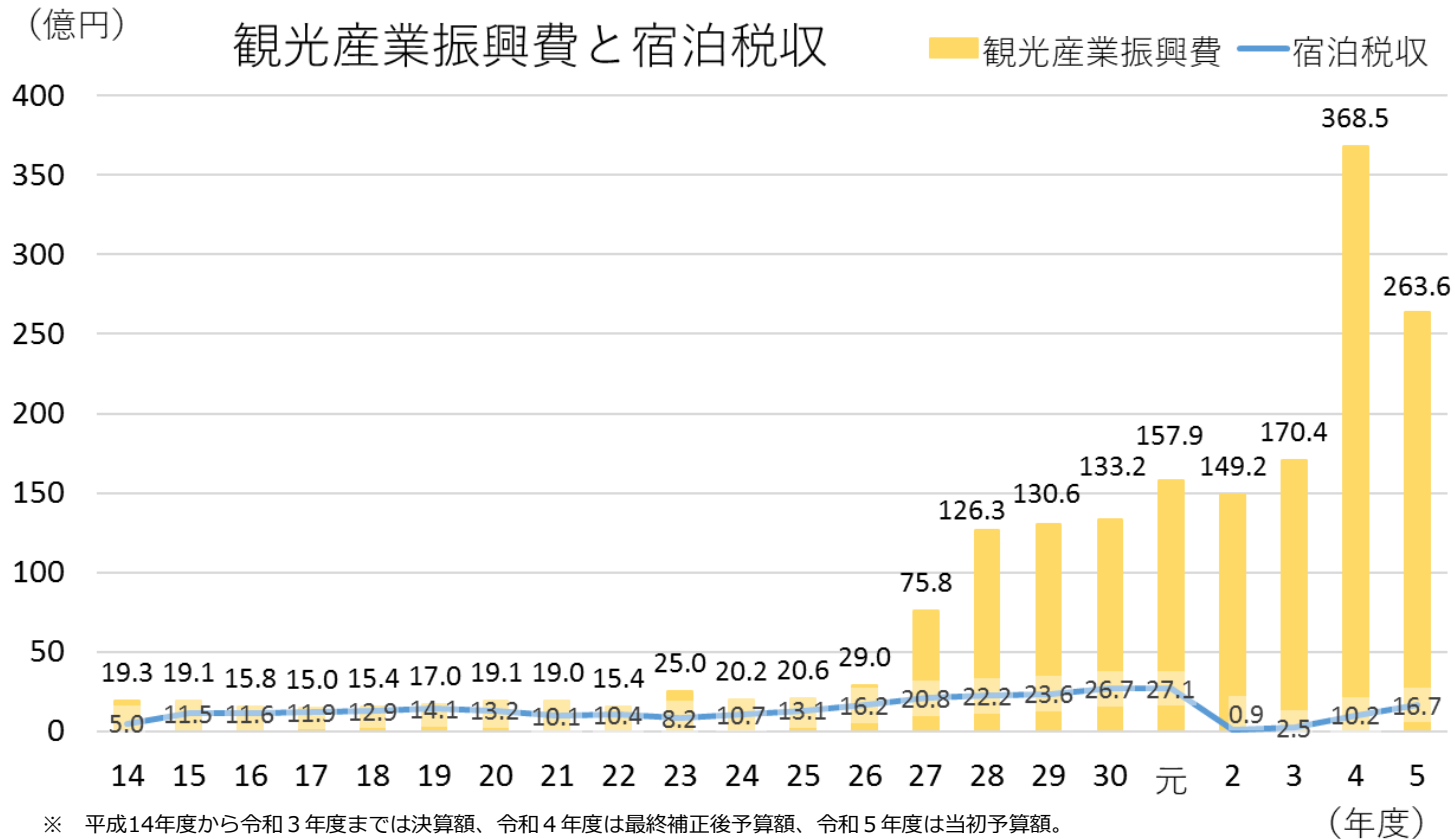


ウェルカムカード（東京トラベルガイド）

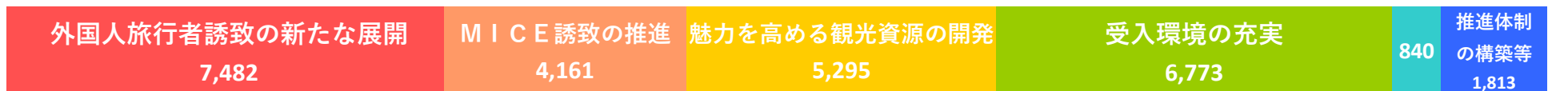




# 観光産業振興費と宿泊税収の推移



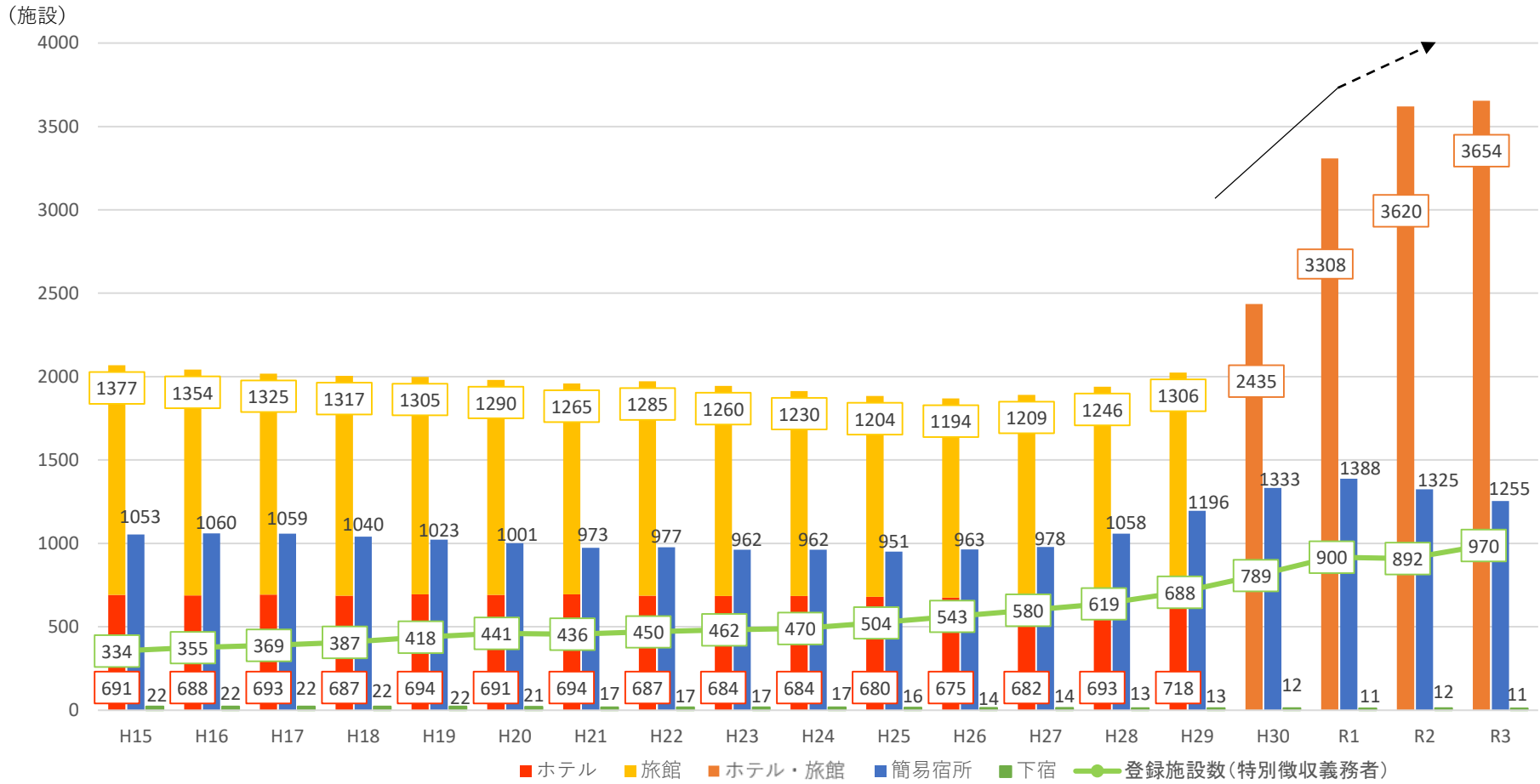
## 観光産業振興費の内訳 (令和5年度当初予算)



人材の育成・活用

注 東京都主税局「宿泊税 20年間の実績と今後のあり方」(令和5年6月)、東京都「令和5年度一般会計予算説明書」(令和5年2月)から作成

# 東京都における宿泊施設数と特別徴収義務者としての登録施設数の推移



※旅館業法の改正（H30.6.15施行）により、「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合

簡易宿所：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設けている施設で、下宿以外のもの。  
 例) ユースホステル、カプセルホテル、ベッドハウス、山小屋、スキー小屋

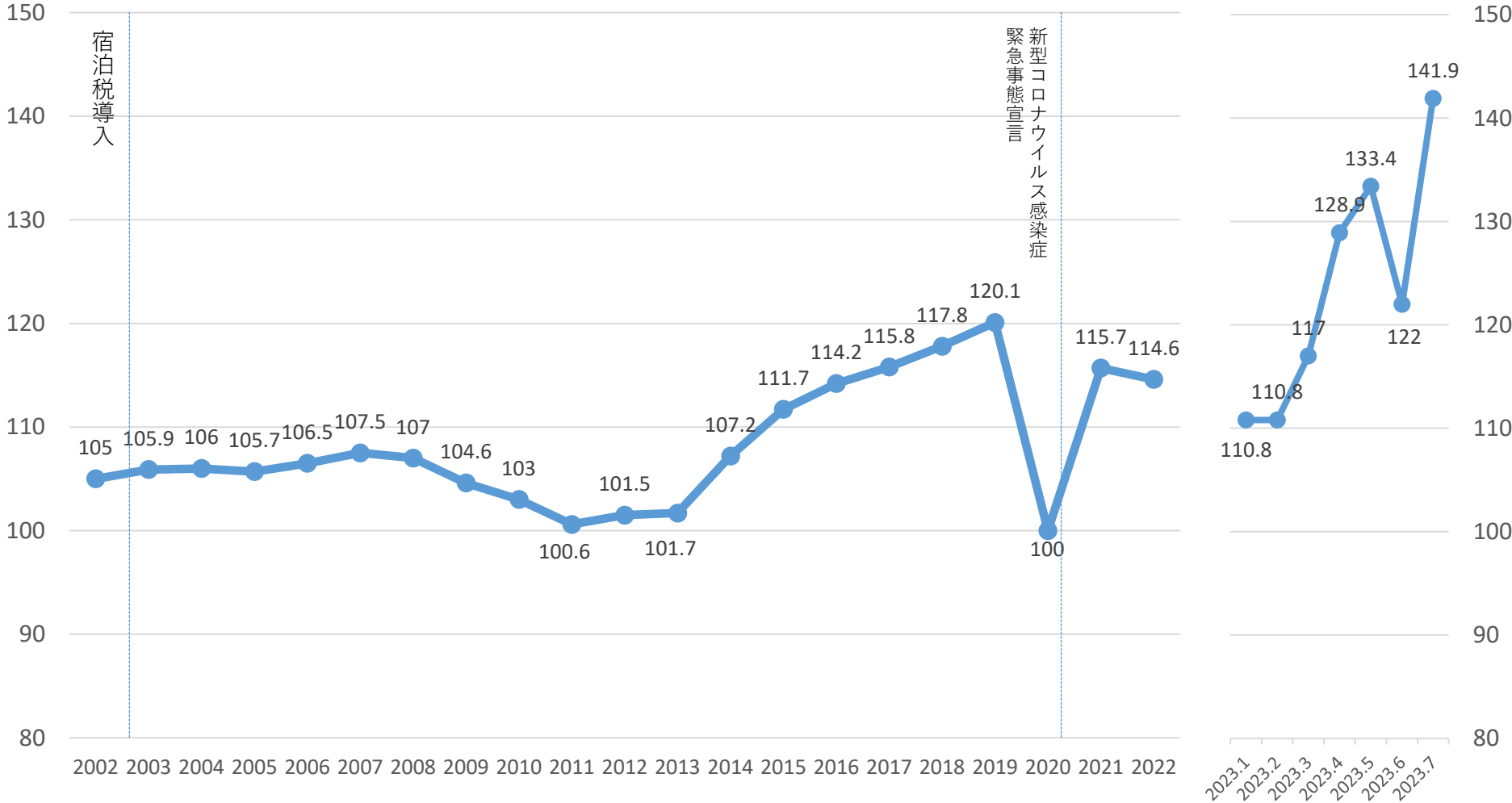
下宿：一月以上の期間を単位として宿泊させる施設。

注 厚生労働省「衛生行政報告例」、東京都主税局「宿泊税 20年間の実績と今後のあり方」（令和5年6月）から作成

## 消費者物価指数（2020年基準）東京都区部 宿泊料

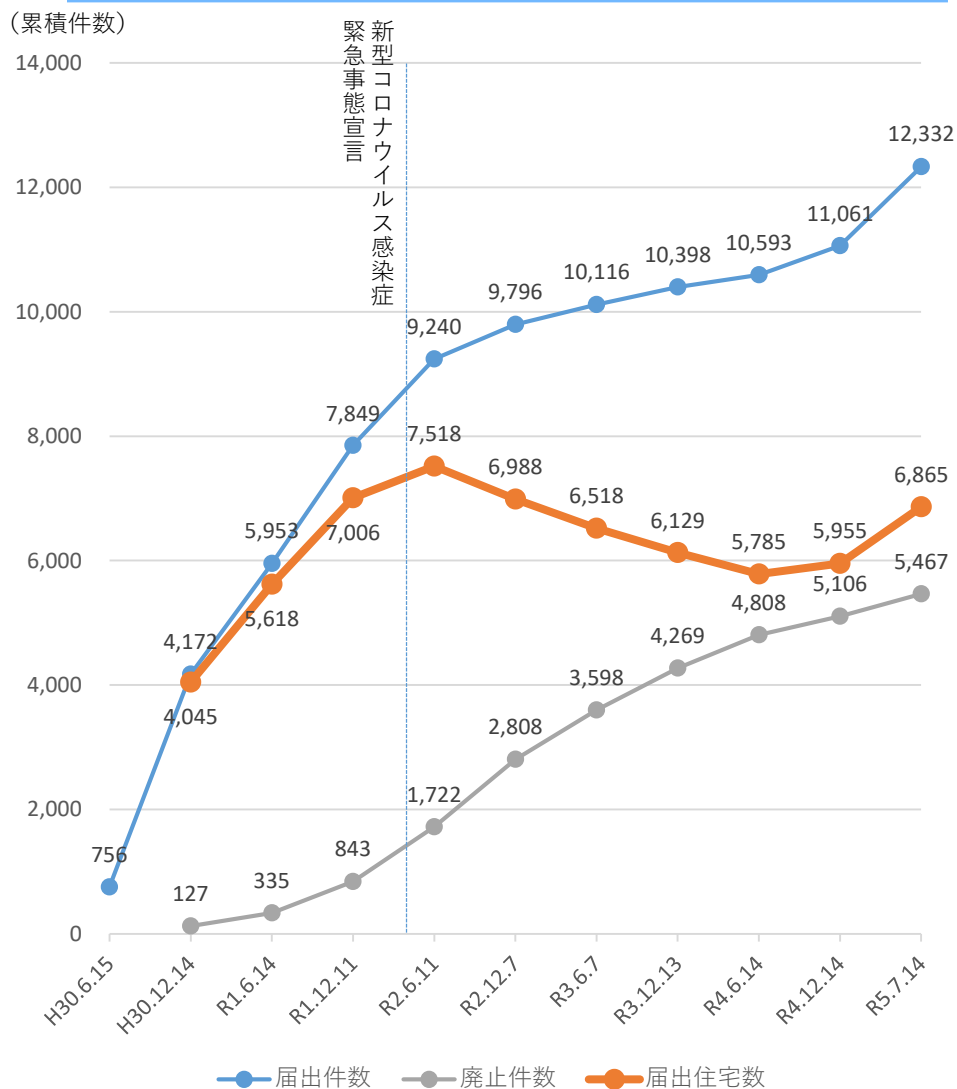
年次

月次

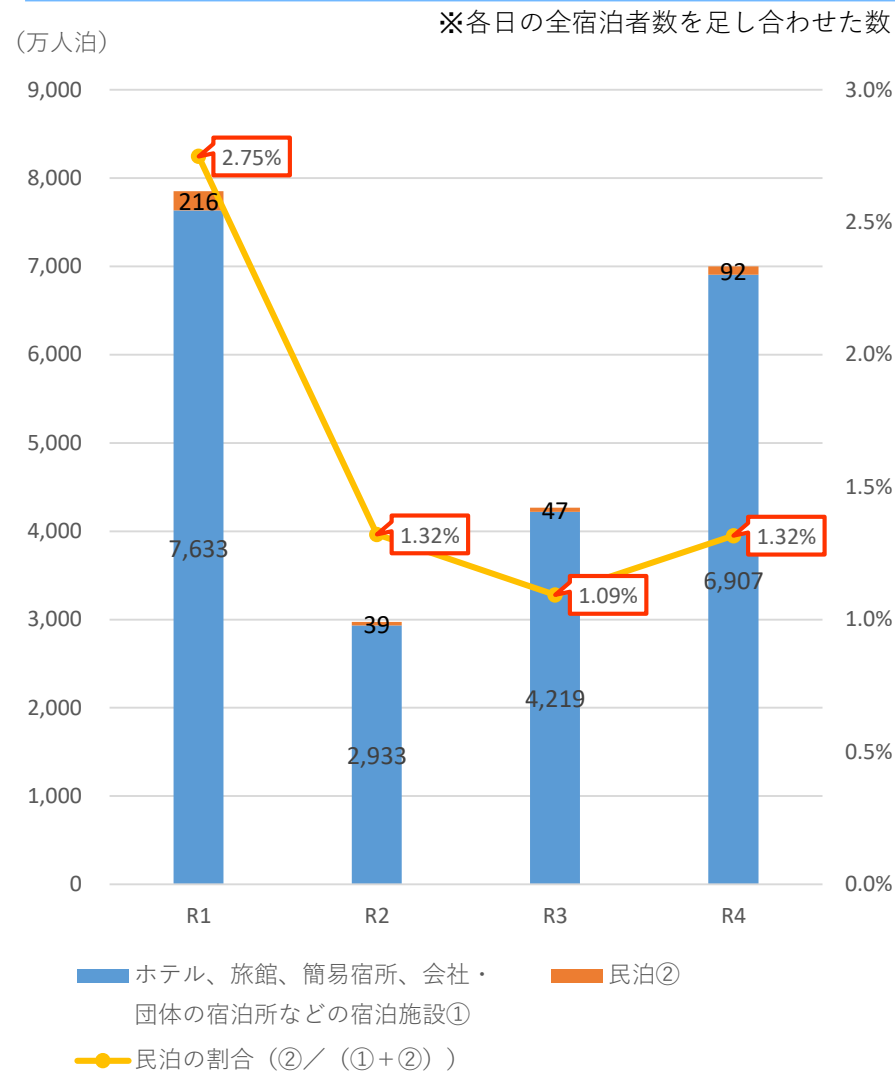


注 総務省「消費者物価指数」から作成

## 住宅宿泊事業法における届出住宅数



## 東京都における民泊の延べ宿泊者数※と割合



注 観光庁 民泊制度ポータルサイト「住宅宿泊事業法の施行状況」、観光庁「宿泊旅行統計調査」から作成

# 他の自治体との比較

自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	福岡県	北九州市	長崎市																																																						
導入	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1																																																						
課税客体 (宿泊行為)	旅館・ホテル	旅館・ホテル 簡易宿所 特区民泊の民泊 民泊新法の民泊	旅館・ホテル 簡易宿所 民泊新法の民泊	旅館・ホテル 簡易宿所 民泊新法の民泊	旅館・ホテル 簡易宿所 民泊新法の民泊	旅館・ホテル 簡易宿所 民泊新法の民泊	旅館・ホテル 簡易宿所 特区民泊の民泊 民泊新法の民泊	旅館・ホテル 簡易宿所 特区民泊の民泊 民泊新法の民泊	旅館・ホテル 簡易宿所 民泊新法の民泊																																																						
税率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円以上 1.5万円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1.5万円以上</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	1万円以上 1.5万円未満	100円	1.5万円以上	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7千円以上 1.5万円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1.5万円以上 2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	7千円以上 1.5万円未満	100円	1.5万円以上 2万円未満	200円	2万円以上	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上 5万円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>5万円以上</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>課税免除</b> 修学旅行生</p>	宿泊料金	税率	2万円未満	200円	2万円以上 5万円未満	500円	5万円以上	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	2万円未満	200円	2万円以上	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊料金</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>課税免除</b> 修学旅行生 職場体験・インターシップ</p>	税率		宿泊料金	2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円未満</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	2万円未満	150円	2万円以上	450円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1泊</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村が宿泊税を課税する場合 税率100円 福岡市内・北九州市内 税率50円</p>	税率		1人1泊	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1泊</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	税率		1人1泊	150円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1万円以上 2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>課税免除</b> 修学旅行生</p>	宿泊料金	税率	1万円未満	100円	1万円以上 2万円未満	200円	2万円以上	500円
宿泊料金	税率																																																														
1万円以上 1.5万円未満	100円																																																														
1.5万円以上	200円																																																														
宿泊料金	税率																																																														
7千円以上 1.5万円未満	100円																																																														
1.5万円以上 2万円未満	200円																																																														
2万円以上	300円																																																														
宿泊料金	税率																																																														
2万円未満	200円																																																														
2万円以上 5万円未満	500円																																																														
5万円以上	1,000円																																																														
宿泊料金	税率																																																														
2万円未満	200円																																																														
2万円以上	500円																																																														
税率																																																															
宿泊料金	2%																																																														
宿泊料金	税率																																																														
2万円未満	150円																																																														
2万円以上	450円																																																														
税率																																																															
1人1泊	200円																																																														
税率																																																															
1人1泊	150円																																																														
宿泊料金	税率																																																														
1万円未満	100円																																																														
1万円以上 2万円未満	200円																																																														
2万円以上	500円																																																														
税収 (R5年度当初予算)	約16.7億円	約11.7億円	約35.5億円	約7.1億円	約2億円	約18.6億円	約13.9億円	約3.9億円	約3.7億円																																																						

注 各自治体ホームページから作成

## ●なぜ定率にしたのか？

宿泊税の検討を始めた当初から、宿泊事業者の方から「定率」を望む声がありましたが、当時は、北海道でも「観光税」の検討がされていたことから、北海道と倶知安町の両方で課税する場合、その課税方法が異なると特別徴収義務者である宿泊事業者が徴収時に混乱をきたすため、北海道が考えていた「定額制」に揃える必要がありました。また、全国の先進地事例でも「定率制」が導入された実績もなく、消費税との兼ね合いからも定率制の導入は疑問視されていました。

しかし、本町の地域特性として、コンドミニウムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設も多く、そのような宿泊施設では、宿泊人数によって一人当たりの宿泊料金が異なってくることから、宿泊人数に応じた一人当たりの宿泊料金を算出しなければならず、特別徴収義務者の徴収手続きを簡素化するためにも、定率制の導入は好ましいことでありました。

その後、北海道の「観光税」の検討が減速し、北海道と課税方法を揃える必要がなくなったことから、①もともと宿泊事業者の方から定率での要望があった、②税の三原則のひとつである「簡素」と倶知安町の地域特性に配慮した、③倶知安町法定外税に係る有識者会議においても定率制での導入に同意を得た、これらを総合的に判断して定率制の導入を決定しました。

## ●なぜ税率を2%にしたのか？

法定外税目の税率は、課税自主権に基づき、納税者にとって過重な負担にならない額で、各自治体がそれぞれの地域の実情や納税者の担税力に応じて、各自治体が独自に設定するものと解しています。

本町が宿泊税を財源として取り組む5つの個別施策を実施する場合、概算で3億から4億円の事業費が必要になると推計し、その事業費に必要な財源確保として2%の税率で計算した宿泊税が必要になること、また、その場合、諸外国の宿泊税は1%から始まり、事業費に応じて経年で税率を順次引き上げていくことが通例となっていますが、本町をはじめとして国内では、税率の引き上げには抵抗感があり、短期間で引き上げにならないように2%に設定しました。

# 諸外国の宿泊税

	パリ（フランス）	ローマ（イタリア）	ベルリン（ドイツ）	ペナン（マレーシア）																															
導入年	平成 27 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年																															
税名称	滞在税	滞在税	宿泊税	観光税																															
税率	定額		定率 宿泊料金の約 5 % (追加で支払ったサービス料金は除く)	定額																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊施設の等級</th> <th>税額 (1人1泊当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1つ星ホテル</td> <td>1.10 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>2つ星ホテル</td> <td>1.13 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>3つ星ホテル</td> <td>1.88 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>4つ星ホテル</td> <td>2.88 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>5つ星ホテル</td> <td rowspan="2">5.00 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>PALACE</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊施設の等級		税額 (1人1泊当たり)	1つ星ホテル	1.10 ユーロ	2つ星ホテル	1.13 ユーロ	3つ星ホテル	1.88 ユーロ	4つ星ホテル	2.88 ユーロ	5つ星ホテル	5.00 ユーロ	PALACE	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊施設の等級</th> <th>税額 (1人1泊当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1つ星ホテル</td> <td rowspan="2">3 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>2つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>3つ星ホテル</td> <td>4 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>4つ星ホテル</td> <td>6 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>5つ星ホテル</td> <td>7 ユーロ</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)	1つ星ホテル	3 ユーロ	2つ星ホテル	3つ星ホテル	4 ユーロ	4つ星ホテル	6 ユーロ	5つ星ホテル	7 ユーロ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊施設の等級</th> <th>税額 (1人1泊当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1つ星ホテル</td> <td rowspan="3">2MYR</td> </tr> <tr> <td>2つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>3つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>4つ星ホテル</td> <td rowspan="2">3MYR</td> </tr> <tr> <td>5つ星ホテル</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)	1つ星ホテル	2MYR	2つ星ホテル	3つ星ホテル	4つ星ホテル
宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)																																		
1つ星ホテル	1.10 ユーロ																																		
2つ星ホテル	1.13 ユーロ																																		
3つ星ホテル	1.88 ユーロ																																		
4つ星ホテル	2.88 ユーロ																																		
5つ星ホテル	5.00 ユーロ																																		
PALACE																																			
宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)																																		
1つ星ホテル	3 ユーロ																																		
2つ星ホテル																																			
3つ星ホテル	4 ユーロ																																		
4つ星ホテル	6 ユーロ																																		
5つ星ホテル	7 ユーロ																																		
宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)																																		
1つ星ホテル	2MYR																																		
2つ星ホテル																																			
3つ星ホテル																																			
4つ星ホテル	3MYR																																		
5つ星ホテル																																			
課税免除等	・ 18 歳未満の子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 歳以下の子ども</li> <li>・ 健康上の理由のある患者、また、その付き添いの家族</li> <li>・ 警察・軍人等</li> <li>・ 18 歳以下の病気の子どもを持つ親</li> <li>・ 25 人以上のグループのツアーガイド</li> <li>・ 11 泊目以降の宿泊</li> </ul>	・ 出張での滞在 (チェックイン時に証明が必要)	・ マレーシア国民や永住権取得者																															
用途	・ 観光プロモーションに活用	観光業への財政支援 ・ 宿泊施設の維持 ・ 文化財及び景観の維持・管理・再生	・ 観光振興のため税収の一部を博物館や観光名所への支援に活用	・ 観光産業の育成や自然保護																															

注 1 京都市「宿泊税条例施行後の状況に関する調査 調査結果報告書」（令和 2 年 3 月）から作成  
 2 直近の状況は変更になる可能性があります。

- 税率水準のあり方
  - ・ 高額な宿泊の増加
  - ・ 他自治体や諸外国と比較し低い負担水準
  - ・ 宿泊税収と観光産業振興費の乖離
  
- 税率は、定額か定率か
  
- 課税対象のあり方
  - ・ 民泊・簡易宿所を対象とするか。修学旅行をどう取り扱うか
  
- 課税免除のあり方
  - ・ 現行は、1人1泊1万円未満の宿泊は課税を免除